

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県告示第684号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
[略]				[略]			
狩猟免許試験	[略]			狩猟免許試験	[略]		
歯科技工士国家試験	科目別得点	//	//				
准看護師試験	[略]			准看護師試験	[略]		
[略]				[略]			
採用候補者名簿記載者に対する採用面接考査（ <u>上級試験</u> ）（知事が実施するものに限る。）	[略]			採用候補者名簿記載者に対する採用面接考査（ <u>I種試験</u> ）（知事が実施するものに限る。）	[略]		
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。